



3月・4月の予定



3月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 ①	12	13	14	15 ②	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26 サロン セミナー	27	28	28	30	31

4月

月	火	水	木	金	土	日
1 ③	2	3	4	5	6	7
8	9	10 ④	11	12 日本一 セミナー	13 日本一 セミナー	14
15	16	17	18	19 サロン セミナー	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29 昭和の日	30 祝日	5/1 天皇 即位の日				

《3月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(2月分)の納付期限(3月10日が休日のため3月11日まで)
- ②平成30年分贈与税・所得税の確定申告納税の期限(3月15日まで)
- ③社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限(3月31日が休日のため4月1日まで)
- ※1)1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)

【その他】

- ・社員の身分証明書、三六協定等、期限切れとなる文書がないかをチェックし、必要なものは更新する。
- ・4月昇給実施予定の企業では、資料・情報を集め、具体的な検討の開始。
- ・新入社員の入社に伴う法定事務、社内事務については、チェックリストを使って早めに準備開始。

《4月》

- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(3月分)の納付期限(4月10日まで)
- ※2)2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)
- ※3)固定資産税(都市計画税)第1期分の納付
軽自動車税の納付(市町村の指定日まで)

【その他】

- ・新入社員の入社や異動は、健保と厚年について、入社・退職の日から5日以内に被保険者資格取得・喪失届を、所轄の年金事務所(または健保組合)に提出する。
- ・新入社員から「扶養控除等(異動)申告書」を提出させ、賃金台帳(一人別源泉徴収簿)に税額表の適用区分などの各事項を移記する(未提出は高い税率に欄が適用されるおそれがあるので、ご注意ください)。
- ・4月昇給企業では、個人別昇給額が決定したら、給与明細書に新しい基本給金額を記載し、基本給にスライドして変動する諸手当があるときは忘れずに書き直しておく。時間外勤務の時間当り単価も以後の給与計算で間違わないように注意して下さい。

イベント紹介



平成31年1月4日(金)
近くの大阪天満宮にて祈禱を行いました。
本年も皆様のお役に立てるよう邁進してまいります。

じょうの
税理士上能はいつでも、どこへでも
でかけていきます。
お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ちしております。